



令和 6 年能登半島地震における 信用保証協会の役割 ～創造的復興に向けて～

石川県信用保証協会
能登半島地震復興対策室長 兼 業務推進役

杉岡 伸也

1. 令和 6 年 1 月 1 日 16 時 10 分

(1) 発災

新しい年明けの慶びに浸り、一年で最も安らいでいる日の夕方に事は起こった。

石川県能登地方を震源とする、最大震度 7 を記録した「令和 6 年能登半島地震」だ。

死者は 462 名（災害関連死 235 名を含む）、全壊家屋は 6,425 棟、半壊家屋は 23,892 棟にもものぼった（令和 6 年 11 月 26 日時点）。

被害は石川県のみならず、富山県、新潟県、福井県にもおよんでいるが、とりわけ震源地を中心とした七尾市以北の 3 市 3 町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町。以下、「3 市 3 町」という。）に甚大な被害をもたらした。

地震発生直後から自衛隊に災害派遣要請がなされ、支援物資の輸送体制が敷かれるなど、県や政府による対策が執られたが、三方を海に囲まれた半島での災害のうえ、被災地に通じる主要道を含めた各地の道路が寸断されたこと、最大 4 m もの海岸線隆起により港湾が使用できなくなったこともあって、ヒトやモノの移動が思うようにできない状態が続いた。

(2) 令和 6 年 1 月 4 日

発災の翌日には全職員の無事は確認できていたが、職員のなかには能登の実家や親族宅で被災し、九死に一生を得た職員もいた（そのうちのひとり避難所からの移動ができず、金沢市



石川県の 19 市町 石川県HPより

の自宅に戻れたのは発災から 5 日目の晩だった。また、当協会の建物は耐震工事をしていたこともあり、損傷は軽微だった。そのため、1 月 4 日から通常どおりの営業ができた。

正月三が日が明けた能登の状況をお伝えすると、津波警報は 1 月 2 日には解除されたが、被災地では余震が相次ぎ、断水や停電も発生し、いたるところで道路が通行止めとなっていたことから、孤立集落が発生するなど、日を追うごとに被害の甚大さが報道されていた。また、全国有数の温泉地でもある七尾市・和倉温泉街の

建物や護岸の損傷、輪島市・朝市通りの大火による消失など、観光地においてもその損害は計り知れないものだった。こうした状況下では、まずは人命を最優先し、インフラ整備と生活再建がなされなければ事業再開どころではないことを感じた。

一方、国は1月4日までに、災害救助法の適用を受けた石川県、富山県、新潟県及び福井県の県域又は適用地域（47市町村）に対し、以下の5項目を発動した。

- ①中小企業関係団体等による特別相談窓口の開設
- ②災害復旧貸付の実施
- ③セーフティネット保証4号の適用
- ④既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請
- ⑤小規模企業共済災害貸付の適用等の初動措置

次いで、1月11日に「令和6年能登半島地震」が激甚災害に指定された。

(3) 地元金融機関も被災者に

3市3町には2つの信用金庫の本支店と2つの地方銀行の支店が合わせて32店あった。これらの営業店においても、程度の差はあれ被害があったことはいうまでもない。なによりも金融機関職員も被災しており、安否確認だけでも数日を要したようで、通常の営業再開に2週間から1か月かかった店舗や、令和6年12月現在でも時短営業や仮店舗での営業を余儀なくされている店舗、被災を契機に廃止された店舗もある。

こうした状況にも関わらず、金融機関からは、早くから事業者の事業継続や事業再開のための負担軽減を求める声や、復旧・復興を見据えた当協会への協力が呼びかけられた。

2. 被災者の生活と生業（なりわい）支援

信用保証協会としてこの地震被害をどう捉え、何をすべきか。信用保証協会の使命、存在意義は。被災事業者の事業継続のために何が必

要か。

いうまでもなく、信用保証協会の本分は中小企業者への金融支援と経営支援だが、能登の中小企業者も、能登に住む生活者だ。事業者にとって事業再開は、生活再建と不可分一体のものだが、生活インフラの復旧にも一定の時間が見込まれるなか、事業再開は更に時間がかかると予想された。さらに、コロナ禍にあって過剰に膨らんだ債務の返済、加えて予期せぬ災害によって今後必要となる事業再建のための資金調達と、金融面の課題解決も順次必要となってくる。また、高齢化・過疎化が進む能登にあっては、そもそもこうした事業再開までのハードルを乗り越える前にあきらめる事業者、心が折れてしまう事業者が出てくることが危惧された。また、前述したとおり、地元金融機関からの要望や協力依頼もあったことから、金融機関との連携は欠かせないとの認識を強く持った。

このため、まずは国による能登復興に懸ける強いメッセージが重要と考え、中小企業庁や金融庁と認識合わせをしたうえで、1月17日、以下の3点を経済産業大臣に直接要望した。

- ①条件変更（返済猶予）に係る追加保証料の補助……………事業者負担軽減のため
- ②伴走支援型特別保証制度の適用期限の延長……………借り換えを含めた金融支援のため
- ③能登半島地震復興ファンドの創設……………二重債務問題の対応のため

これらの要望はすべて1月25日に公表された、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」に反映された。

3. 具体的施策

(1) 返済猶予

被災事業者にとって金融面でまず必要なことは、既往債務の返済猶予であろうと考えた。

被災事業者は、事業活動の停止を余儀なくされており、自然災害という事業者の責めに負わないことに拠る「返済猶予」のため、それを受け入れること自体に議論の余地はなかったが、問題は条件変更手続きのための費用だ。

金融機関は、発災直後から被災事業者の条件変更手数料を免除する旨を表明していた。一方、信用保証付債務については、制度上条件変更時に追加保証料がかかる。金融機関の手数料とは異なり、保証料が発生すれば信用保証協会には信用保険料の支払い義務が発生するため、追加保証料を信用保証協会が独自で免除することはできない。しかしながら、被災して生活再建すらままならない事業者に「返済猶予」のための費用負担を求めることは、事業継続意欲の減退を招きかねない。

そこで、過去に例はないものの、前述のとおり国に対し「被災事業者の条件変更に係る追加保証料の補助」を要望することとした。国では、高齢化、人口流出、過疎地といった能登地域特有の実情を踏まえ、被災事業者の事業継続意欲の維持、条件変更に伴う追加保証料の請求が廃業トリガーにならないようにとの趣旨を理解していただき、制度化が実現した。

補助の対象は、新型コロナウイルス感染症対応資金、伴走支援型特別保証制度と事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度及びこれらに派生する県制度を含めた7制度（後述の「復興しきん」を含む）であり、1月1日に遡及して罹災証明を有する事業者の条件変更を対象とすることができた（当初、令和6年12月31日受付分までを対象としていたが、令和6年12月現在では令和7年3月31日まで延長されている）。

これにより、令和6年11月末日までに、3市

3町の107企業を含む、130企業の条件変更に係る追加保証料が免除されている。

また、被災地域の求償権関係者に対しても、生活再建が最優先と考え「返済猶予」を行うこととした。

とはいえ発災直後は被災地域のほとんどの求償権関係者とは連絡が取れない状況であったため、まずは金融機関口座からの自動引き落としで定期弁済をいただいている被災地域の3法人、50名の53口座について、口座引き落としを停止した。その後、ひとりひとりに連絡を取って被災状況と今後の意向確認を行った。「被災したので返済を猶予してもらえて助かった。ありがたい。」と感謝の言葉を述べられた方や、「多少の被害はあったが弁済を継続します。」といった方もいた。

その後、時間とともに被災地域の他の求償権関係者とも連絡が取れたが、当面は返済猶予に応じることを基本とした。

当時筆者は、求償権管理を担う部署である管理再生部長であったこともあり、求償権関係者への対応も敢えて披露させていただいた。

(2) 新制度の創設 「復興しきん」（5年無利子制度）と「復興かりかえ」

信用保証協会ができる金融支援として、まずは返済緩和の条件変更をやすくする取り組みを行ったが、金融支援の本命はやはり迅速な資金供給にある。しかも低コストで、だ。

令和6年能登半島地震の影響を受けた

新たな資金調達に

復興しきん保証

多くの事業者さまにご利用いただいている
県伴走（復興）保証です。

保証料
無料

金利5年間
0円※

5年間据置
最長10年

これまでの伴走支援制度と合わせ、限度額は1億円まで5年無利子となります。
※6年目から年1%の金利負担が発生します。

●対象者
災害救助法適用地域内（野々市市、川北町を除く石川県内）に事業所を有する方で罹災証明書等またはセーフティネット4号認定をお持ちの方

事業者さまをダブルでバックアップ

返済負担の見直しに

復興かりかえ保証

いまある借入金の返済負担を軽減したい方におすすめです。

(例) 借入金の返済シミュレーション

返済が始まっても無理のない返済額に抑えられます

返済なし ← 返済 ← 返済

毎月元金を低額で返済

▲5年間 ●9年間 ○11年間

計画に基づいてA・B・Cの期間や返済額は異なります

最長15年

期間近くに返済を貯めるので見直しのタイミングです

珠洲市・輪島市
能登町・穴水町
七尾市・志賀町に
事業所を有する方は
保証料無料

●対象者 / 所定の事業再生計画の策定が必要です。
詳しくは金融機関または信用保証協会へご相談ください。

被災された事業者の復旧・復興のための設備資金はもちろんだが、直接の被災は免れていても取引先が被災したことにより影響を受けたなど、復旧・復興が進まないことには間接的に多くの県内事業者の経営の安定が脅かされる状況であったことから、運転資金の需要も旺盛になることが予想された。実際、発災直後は県民の自粛ムードで飲食店の客足が減っており、「能登半島地震＝石川県＝地震」との連想から石川県を訪れる観光客がインバウンドも含めて一時的に激減していた。

そこで、県の協力を得て、2月28日に「令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証制度（通称：復興しきん）」を創設した。これは国の伴走支援型特別保証制度をベースに、5年間無利子（6年目から年1%）、保証料は無料（伴走支援型特別保証制度の保証料0.2%は県負担）としたもので、当時令和6年3月末であった伴走支援型特別保証制度の適用期間の延長を国に要望し、前向きな検討を約束されたことに基づくものだ（令和6年12月現在、石川県下（野々市市、川北町を除く）では適用期間が令和7年3月末に延長されている）。保証対象者は令和6年能登半島地震の直接の被災者、若しくは令和6年能登半島地震に係るセーフティネット4号の認定を受けている者である。

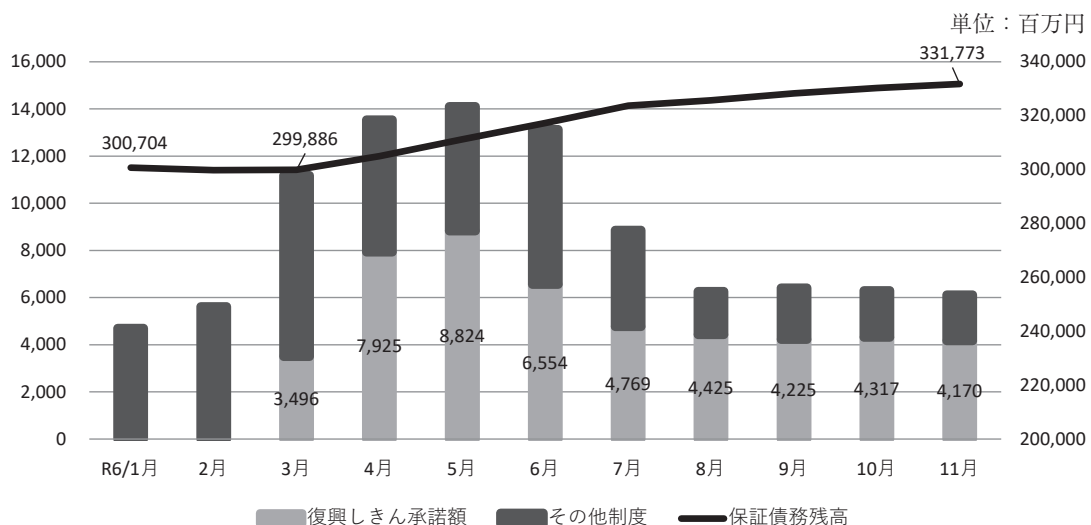
なお、5年無利子、保証料無料と、画期的なこともあり、4月以降はこの「復興しきん」が月の承諾の6割以上を占めている。

本制度は真水資金に限定したが、伴走支援型特別保証制度の適用期間の延長により、別の借り換え主体の制度の取扱期間も延長され、資金繰り支援に大きく貢献している。

さらに、当協会からの要望に応じて、4月17日に中小企業庁が公表した「能登半島小規模事業者向け返済サポートプログラム」を拠り所に、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度をベースとして県制度「令和6年能登半島地震経営改善サポート融資保証制度（通称：復興かりかえ）」を6月21日に創設した（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の取扱期間は、当初は令和6年12月31日までだったが、令和6年12月現在では令和7年3月31日まで延長されている）。

これは、3市3町に事業所を有する被災事業者を対象に、既往債務を借り換えし、いわゆるテールヘビーとすることで、既往債務の返済負担を軽減し、安心して復旧・復興のための資金を調達していただくことを目的としている。また、返済期間が最長15年であることから、復旧・復興のための真水の利用も可能とした。保証料も0.2%を県負担とし、事業者は無料、金

【発災後の月別保証承諾と復興しきんの承諾額および保証債務残高推移】



※復興しきんの保証承諾は高水準で推移しているが、3市3町内での利用事業者は、同地区の発災直前の保証利用事業者の30.1%に留まっている（令和6年11末日現在：七尾市41.8%、輪島市33.6%、珠洲市21.6%、志賀町26.8%、穴水町31.0%、能登町24.9%と市町によってもバラつきがみられる）。

利も県の融資制度として低利に抑えている。

※令和6年11月末日現在、「復興かりかえ」の利用は5件、141百万円に留まっている。これは復興が進んでいない証左だが、今後復興が進むにつれ相談、保証申込が増加すると見込んでいる。

(3) 「能登半島地震復興対策室」の新設

話は前後するが、年初の発災とその対応に追われるなか、当協会の令和6年度事業計画の策定作業が始まった。もちろん能登半島地震からの復旧・復興への取り組みが中心となったことは言うまでもない。

計画策定時には、既に東日本大震災や熊本地震と同様、資金繰り支援と二重債務問題に対応するために能登半島地震復興支援ファンドの組成と能登産業復興相談センターの設立の方針が決まっていた。

そこで、これらの機関、被災事業者、金融機関などの関係者との窓口となり、復旧・復興のための支援を機動的かつ円滑に進めるための部署「能登半島地震復興対策室」を新設することとした。

復興対策室員は、各部署の中小企業診断士の有資格者から筆者を含め6名(のちに1名追加)が選ばれ、相談を含めて事案発生ごとに部門横断的に対応している。

(4) 「対話シート」の作成

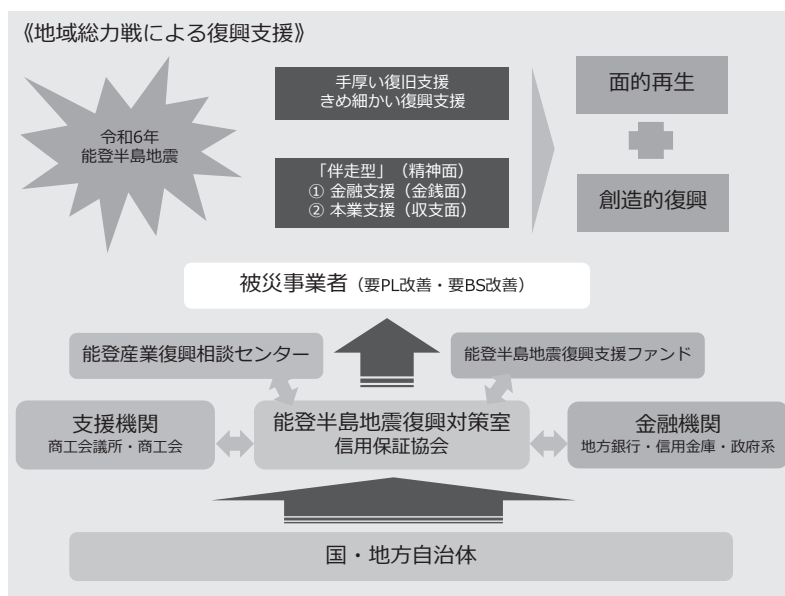
国の協力を得て組成された能登半島地震復興支援ファンドや能登産業復興相談センターの設立、「なりわい再建支援補助金」をはじめとした各種の補助金・助成金制度、信用保証協会の施策としての「条件変更に係る追加保証料の補助支援」や「復興しきん」、「復興かりかえ」の保証制度の創設など、能登半島地震からの復旧・復興に係る事業者支援のスキームやメニューが充実するなか、時間とともに新たな課題も出てきた。

それは、前述したとおり、半島という地理的条件からヒトやモノの移動に制約があること、そもそも地元解体工事業者、建設業者が不足していることから、公費解体が遅々として進まない、再建のための見積もりが取れないなどにより、当初想定していたよりも生活再建を含めた復旧・復興が進んでいないことである。

夏頃には主要道路の整備も進み、県外業者を受け入れるなどでようやく公費解体が進み始めたものの、見積もりが取りづらい状況は相変わらずだった。

一方、5月頃には、3市3町の保証利用事業者1,658者(令和5年12月末日現在)の90%にあたる1,493者が何らかの形で事業を再開、継続していることが確認できた。しかし、小規模零細事業者の多くは仮店舗やイベント出店、時

【令和6年度「年度経営計画」重点事業のイメージ】



「対話シート」

表

令和6年能登半島地震で被災された皆さまへ

能登に住む人、営む人がいる限り、能登の魅力は輝き続けます。わたしたちは能登で営む人を全力でサポートします。

あなたの事業のこと・事業に対する不安をお聞かせください

- あなたの事業は地震が起きてからどのように変化し、現在どのような状況ですか？従業員の方々はどのような状況ですか？
- あなたのまわりの事業者の方は今どのような状況ですか？
- あなたは能登で営んでいくことに、どのような不安がありますか？
- あなたのお客さま・お取引先さまは、地震が起きてからどのような変化がありましたか？
- もし、あなたの事業がなくなると、お客さまにどのような影響があると思われますか？
- あなたの事業における「強み・自信がある」ことをお聞かせください。
- あなたの事業は、地域のどのような存在でありたいですか？

金融機関 ※お聞かせいただける範囲で構いません。

お悩み事の対策メニューは裏面へ

あなたに寄り添う
 能登復興支援センター

裏

能登の未来のために
ニーズに応じた3つのメニュー

新たな資金調達に / **復興しきん保証** 5年間 金利なし 最大5年間返済猶予

返済方法の見直しに / **復興かりかえ保証** 期間15年 最大5年間返済猶予

事業継続のために / **その道のプロ派遣** 派遣無料

活用事例

復興しきん保証で再建資金・運転資金の確保 → 5年間の返済猶予期間 → 持続可能な経営体質に
 復興かりかえ保証で今ある借入金を無理のない返済に → その道のプロ派遣で経営力を強化 → 返済開始後も状況にあわせて金融支援・経営支援を継続します(伴走支援) → 5年間の返済猶予期間

上記の他、さまざまな支援メニューが用意されていますので、お気軽にご相談ください。

あなたに寄り添う
 石川県信用保証協会 
 経営支援課 tel.076-222-1550

短での営業を余儀なくされており、本格的な事業再開とはいえない状況だった。

もともと過疎化、高齢化の課題があるうえ、発災以降、子育て世代を中心に更なる人口流失が見受けられるなか、事業を継続していても事業の先細りを不安視する事業者や、事業再開をためらっている事業者のあきらめ廃業が増えることが懸念される状況だった。このため、単に支援メニューを揃えるだけではなく、支援メニューをよく知ってもらうこと、千差万別の状況にあるそれぞれの事業者の悩みを聞き精神面の支えになること、ひいては事業継続を自発的に決断してもらうことを目的に、コミュニケーションツールとして「対話シート」を作成した。

実際に利用するのは地元金融機関の取引担当者になることから、金融機関に提案したところ、地元事業者の減少を防ぐことは共通の認識であったためすぐに賛同を得ることができた。早速金融機関の求めに応じ6,000枚を作成し、8月下旬に配布した。金融機関では、融資取引先だけではなく、預金取引のみの事業者にもきめ細かく訪問していただいているところだが、

「対話シート」が事業者と金融機関との継続的な対話の一助になっているものと確信している。

(5) 専門家派遣による経営支援

発災以来、3市3町では多くの事業者が足踏み状態にあったが、徐々に本格的な事業再開に向けた相談が寄せられるようになり、専門家派遣の要望も出始めている。

被災地事業者への専門家派遣では、これからの事業再開のための事業計画策定支援が中心となるため、課せられた役割も大きくなるが、個社支援はもとより能登の産業を支えるとの思いで専門家とともに事業者を支援している。

令和6年12月現在、宿泊業4先、酒造業1先に専門家を派遣中であり、窯業1先の事業計画の策定支援を完了している。


「うちの経営、どうしたら良いかな…」とお悩みの方へ

「その道のプロ派遣」事業

フードコンサルタント、ITコーディネーター、デザイナー、中小企業診断士…など、協会から専門家を無料で派遣します

派遣無料

事例紹介動画を公開中



4. 令和6年奥能登豪雨

そして天災は容赦なく再び奥能登を襲った。低気圧と前線、9月21日に発生した線状降水帯による「令和6年奥能登豪雨」である。

またしても、3市3町に災害救助法が適用され、10月30日には激甚災害に指定された。

死者15名、負傷者47名、全壊家屋は58棟、半壊家屋は447棟にのぼり、これらを含め床下浸水以上の影響を受けた家屋は1,860棟にもなった。

本豪雨では特に輪島市と珠洲市の被害が大きく、事業者のなかにも地震との二重被災を受けた方が多数いた。

国や県が地震の被災者支援に関する補助金等に豪雨の被災者を加えたことはもちろん、当協会においても、前述した「復興しきん」や「復興かりかえ」の保証対象者に豪雨被災者を直ちに加えた。

5. 能登の現状

(1) 石川県なりわい再建支援補助金の交付決定状況

県は設備や施設の復旧整備に係る経費の4分の3を補助する「なりわい再建支援補助金」の交付決定を順次公表している。

令和6年12月現在、交付決定を受けた事業者は石川県全19市町、220事業者におよんでいるが、うち3市3町においては74事業者に留まっている。先に触れたとおり、発災前の3市3町の保証利用事業者1,658者を考えてもまだまだ少ないと言わざるを得ない。

	交付決定日	事業者数
第1回	R6.03.27	6
第2回	R6.05.10	11
第3回	R6.06.28	47
第4回	R6.08.23	74
第5回	R6.10.25	82
合計		220

これは、公費解体の遅れ、見積もり・施工業者の不足で事業者の思いどおりにことが進んでいないこと、そもそも事業再開をためらっている事業者や、なんとか事業継続はしているが、4分の1を自己負担してでも本格的な事業再開に踏み切れることのできない事業者がいることが要因と思われる。「復興しきん」の利用実績が伸びないのも同様の要因と思われるが、今後の補助金申請と交付決定の増加とともに復興が進むこと、そして能登の復興機運が高まることが望まれる。

(2) 和倉温泉の現状

能登半島観光の玄関口ともいわれる七尾市にある和倉温泉。「プロが選ぶ日本のホテル・旅館100選」で長年にわたり1位に選ばれている有名旅館を筆頭に21旅館（和倉温泉旅館組合加盟）と総湯を有する温泉街も能登半島地震により大きな被害を受け、すべての旅館が休業を余儀なくされた。特に露天風呂の目の前に七尾湾を望む、海岸際に建つ大型旅館の被害が甚大であり、解体が必要となる旅館が何棟もある。

比較的被害が小さかった旅館でさえ、一般客を受け入れられるようになったのはゴールデンウィーク半ばからであり、発災から11か月が経過した令和6年12月現在でも一般客を受け入れている旅館は4館のみで、令和7年度中の通常営業の再開が見込まれる6館を加えても10館に留まっている。建て替えが必要な大型旅館は早くとも令和9年以降となる見通しであり、通常営業の再開が見通せていない旅館もある。

石川を訪れる多くの観光客は、金沢、能登、加賀の回遊性に魅力を感じており、和倉温泉のこうした状況は、能登に限らず石川県全体の経済やイメージにも影響を与えているため、一日も早い復興が望まれている。

(3) 能登復興支援ファンドの活用

これまで、総じてなかなか復興が進んでいない旨の話ばかりになってしまったが、能登復興支援ファンドの利用も、もう少し先になりそうだ。

能登産業復興相談センターで具体的にファン

ドへの買取支援を念頭に、財務、事業デューデリジェンスに取り掛かっているのは、現時点でわずか2先に留まっている。

それでも、事業者自らや金融機関をとおして、一定程度の相談が寄せられていることから、時間の経過とともに、事業再生に向けた前向きで活発な動きが出てくることを期待している。

6. 創造的復興に向けて

石川県は令和6年6月、「石川県 創造的復興プラン」を公表した。

同プランでは、高齢化、過疎化といった課題を抱えていた能登での被災に対し、単に被災前の姿に復元するだけでは、もとの厳しい状況に戻るだけであり、もともとの課題を踏まえ、未来志向に立って以前よりも良い状態へと持っていくという「創造的復興」の必要性を説いている。

行政としての施策は同プランをご覧いただきたいのだが、信用保証協会にできることは、金融機関と連携し、国や県に対し被災事業者の実状をつぶさに伝え、より良い施策に反映させること、事業者にとって有益な情報を提供しつつ、可能な限り事業者に寄り添い、金融支援、経営支援の機能を最大限に発揮することに尽きるとしている。その過程で「創造的復興」の

考え方を個々の事業再生にも活かす必要がある。

最後になるが、改めて「令和6年能登半島地震」並びに「令和6年奥能登豪雨」で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方にお見舞い申し上げます。

そして、今般の災害では、行政機関をはじめ、金融機関や商工会議所・商工会も被災し、全国から多くの同業職員や専門家、ボランティアの応援をいただいている。

まだまだ復興への道りは遠く、息の長い支援が必要となるが、全国の皆さまには、これまでのご支援に感謝申し上げますとともに、さまざまな課題の先進地域でもある能登が「創造的復興」を成し遂げ、日本のあらゆるふるさとの希望となるよう、引き続き応援いただければ幸いです。

加えて、全国の信用保証協会からお見舞金をいただき感謝申し上げます。幸い、職員や当協会建物にほとんど被害がなかったことから、お見舞金で、能登の将来を担う若者、とりわけ奥能登の5つの公立高校に対して、支援金や公費などではカバーしきれない部活動等で使用する備品などを寄贈させていただいた。

寄贈に際し各校を訪れ、信用保証協会の役割や、寄贈に至った経緯などの講話をさせていただきました。生徒達からは、感謝の言葉や手紙をいただき、震災にめげない強い気持ちを感じ、私たちの方が勇気づけられたことをご報告する。

【被災事業者の現状と今後の対応】

